

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、長野県知事から、令和元年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和2年10月29日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 青木孝子
同 丸山栄一

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般財団法人長野県文化振興事業団	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 財務規程に基づく予算執行 財務規程で定める予算の補正あるいは流用の手続きを行うことなく予算額以上の支出を行っていましたので、適切な予算執行を行うよう改善してください。</p> <p>2 消防用設備点検の回数不足 飯田創造館において、消防用設備の機器点検を年2回（6カ月に1回）実施しな</p>	<p>1 公益法人会計基準及び財務規程に基づき、適切な予算執行に努めます。</p> <p>なお、当事業団は企業会計をベースとする公益法人会計基準が適用されており、収支予算書（計算書）は財務諸表の対象外とされていることから、会計においては予算準拠が求められていないところがあります。</p> <p>一方、公会計をベースとする財務規程では、予算の補正・流用の手続きが定められており、会計（企業会計ベース）と財務規程（公会計ベース）が適合していないところもあることから、適切な予算執行を図ることができるように一般財団法人の実務に即した財務規程の見直しを検討します。</p> <p>2 消防法に定める消防用設備等の機器点検を年2回実施してまいります。 (令和2年度の機器点検予定)</p>

	<p>ればならないところ、年1回しか実施していなかったため、改善してください。</p>	<p>7月～9月、1月～3月の各期1回実施</p>
<p>地方独立行政法人 長野県立病院機構</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 事務処理誤りによる過年度損益修正益の発生</p> <p>信州医療センターにおいて、医療費のクレジット払いにより生じた債権の未収金計上方法を地方独立行政法人化（平成22年度）以来、錯誤していました。</p> <p>これにより平成30年度決算において過年度損益修正益（43,064,453円）を計上しています。再発防止と正確な決算調製に努めてください。</p>	<p>1 毎月の未収金発生状況の確認及び未収金計上マニュアル作成による事務標準化を図るなど再発防止策を講じました。</p> <p>引き続き、会計監査等において適切な事務処理が行われているか確認を行います。</p>

2【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置状況
<p>一般財団法人長野県文化振興事業団</p>	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 平成 20 年会計基準の適用 現在、平成 16 年の公益法人会計基準を適用していますが、平成 20 年に新たな会計基準が定められています。県の全額出資法人であり、財務状況の透明性等を確保するためにも新たな会計基準の適用を検討してください。</p> <p>所管課（県民文化部文化政策課）に対する検討事項</p> <p>1 指定管理者制度導入施設における賠償責任保険及び基本協定書の見直し 一般財団法人長野県文化振興事業団が県と交わしている、飯田創造館の管理運営に関する基本協定書（第 33 条）において、施設における不慮の事故に備え賠償責任保険に加入するものとされています。 そのうち「人格権侵害事故」については、てん補限度額 1 億円以上（1 事故）と定められています。 しかし、当館では名誉棄損やプライバシーの侵害を当該事故として想定していることから、基本協定書とは異なるてん補限度額 100 万円（1 事故）の保険に加入しています。 ついては、指定管理者制度導入施設について、賠償責任保険の契約内容を点検するとともに、現基本協定書のてん補限度額がそもそも妥当であるかも含め検討してください。</p>	<p>1 非営利型の一般社団法人及び指定管理者として財務の状況を的確に反映できる会計基準の採用を検討してまいります。</p> <p>1 賠償責任保険の内容について点検を行い、飯田創造館の「人格権侵害事故」の加入保険を見直し、令和 2 年度の基本協定においててん補限度額 100 万円（1 事故）と決めました。</p>

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
<p>公益社団法人長野県私学教育協会</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 公益事業会計からの繰出し 公益目的事業の退職資金会計及び貸付事業会計から一般会計への繰出額は、各事業会計を処理するための人件費ですので、各会計毎の給料手当として計上するよう検討してください。</p>	<p>1 各会計への繰出については、公認会計士、県などの関係者と連絡を取りながら検討してまいります。</p>
<p>一般社団法人長野県原種センター</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 危機管理（リスクマネジメント）への対応 原種等を最適な状態で保存する低温保存施設について、電力供給が途絶えた場合の対応策が定められておらず、長期に渡る停電時には低温保存の持続が困難なことが想定されます。 遺伝資源となる原種等の保存は、当県の農業戦略上からも必要性が高いため、災害等による長期停電などに対するソフト・ハード両面の危機管理対策を検討してください。</p> <p>2 AED（自動体外式除細動器）の設置 業務上、屋外及び農業用ハウスなどの施設で長時間作業を行っていますので、万一の際に迅速な救命処置が行えるようAEDの設置を検討してください。</p>	<p>1 種子貯蔵施設における長期停電時の対応にあたりましては、発生頻度やそれに伴うリスク、保存種子に係る影響の大きさ等を考慮のうえ、他の施設での一時的な保管や、国・県の助成措置等に応じた施設整備、対応マニュアルの作成など、予防や回避等の対応策について検討いたします。</p> <p>2 AEDにつきましては、厚生労働省公表のガイドラインや県現地機関での設置状況等も踏まえて、設置を検討いたします。 また、当センターには長野市及び須坂市に事業所があり、それぞれで同様の作業を行っています。このため、設置にあたりましては事業所間で差が生じないよう、また、敷地が隣接する他の機関の施設も含めた効率的な設置となるよう併せて検討</p>

	<p>3 中長期的な目標を定めた「経営計画」の策定</p> <p>当法人は、平成 25 年 4 月に一般社団法人に移行しており、この認可を受ける際に公益目的財産額を公益目的にすべて支出するための計画を定め、公益目的実施事業については毎年度赤字を計上することとしています。</p> <p>健全で自立的な法人運営を行っていくためには、公益目的実施事業以外の事業で収益の増加を図ることなどにより、自主財源を将来にわたり確保する必要があります。</p> <p>このため、中長期的な目標を定めた「経営計画」を策定し、計画的に事業を運営することが望ましいと考えます。</p> <p>4 技術継承への体制整備</p> <p>当法人の業務は、農作物毎に同一の職員が長年担当しており、職員に蓄積された技術と経験により支えられている一方、業務の属人化が進み技術継承が十分に行われていません。</p> <p>また、職員の平均年齢が 53 歳（平成 31 年 4 月）と高く、今後退職者も見込まれることから技術継承への体制を整備してください。</p>	<p>いたします。</p> <p>3 収益の増加等による自主財源の確保にあたりましては、現在、野菜等種子の販売額が大幅に落ち込んでいる園芸種苗生産販売事業の収支改善が重要と考えております。</p> <p>このため、①収益増加を目指した新たな品目への取組、②販売動向を踏まえた種子生産サイクルの見直し等による更なるコスト削減、③県育成品種の普及方法や採種事業の在り方等について関係機関との協議、などを行いながら、中長期的な収支改善計画の策定に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>4 職員の退職が見込まれる中で、農作物の種苗生産に係る技術継承は重要な課題と認識しております。部間での職員異動や部内での担当業務入替えの実施、また、経営状況等を踏まえた新規職員の採用など、安定的な技術継承方策について検討いたします。</p>
--	---	---

長野県道路公社	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 賞与引当金の計上</p> <p>公社は、賞与引当金を計上していませんが、職員のうち支給対象者が7名(県職員4名、プロパー3名)おり、計上した場合の額はある程度の規模になると思われますので、費用と収益の適切な期間対応を図り、公社の運営効率の的確な把握を行うため、引当金の計上について検討してください。</p>	<p>1 長野県道路公社では、損益計算書において、収益と費用の差額を「償還準備金繰入額」として費用計上しており、貸借対照表において償還準備金の累計額を表示し、道路資産への投下資金の正味回収額として公社の運営効率を測る指標としています。</p> <p>賞与引当金を費用計上する場合、償還準備金繰入額が減少することとなりますが、指標への影響は比較的軽微であると考えられます。</p> <p>また、計上処理に必要となる財務システムの改修に相当の費用がかかる一方で、令和8年度に公社の解散が予定されていることを考慮すると、財務諸表へ新たに項目・費用計上することはしないこととしておりますが、御意見を踏まえ、今後も賞与の公社経営に対する影響に一層留意してまいります。</p>
諏訪商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記</p> <p>決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>1 令和元年度収支決算報告書より注記を記載します。</p>
伊那商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記</p> <p>決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>1 令和元年度分決算書類より注記の記載をいたします。</p>
茅野商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類への注記の付記</p>	<p>1 令和元年度収支決算書から会</p>

	<p>決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>計方針等の注記を記載いたします。</p>
<p>天龍村商工会</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 決算書類の改善</p> <p>(1) 商工会経理基準に準拠した貸借対照表の作成に努めてください。</p> <p>(2) 財産目録に記載されている固定資産の一部に、事務処理規程に定める固定資産に該当しないものが含まれていますので、改善してください。</p>	<p>(1) 令和2年度通常総会資料より改善いたしました。</p> <p>(2) 令和2年度通常総会資料より改善いたしました。</p>

<p>商工会議所 商工会</p>	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する意見</p> <p>1 商工会議所の決算書類に対する指導の徹底 商工会議所の決算書類について、昨年度の監査の結果において商工会議所会計基準第24条の規定による「決算書類の注記」が付記されていない事例が多く見受けられたため適正な決算書類の作成について指導するよう意見を付しましたが、未だ改善されていませので関係機関に対し徹底するよう指導してください。</p> <p>2 商工会の決算書類に対する指導の徹底 商工会の決算書類について、昨年度の監査の結果において商工会経理基準では一般会計と特別会計を合算した決算書の作成、固定資産の減価償却方法や引当金の計上基準など決算書類の作成に関する重要な会計方針等の「決算書類の注記」を求めているなどの理由により明瞭に表示されていない事例が多く見受けられたため適正な決算書類の作成について指導するよう意見を付しましたが、未だ改善されていませので関係機関に対し徹底するよう指導してください。</p>	<p>1 商工会議所に対し、商工会議所会計基準第24条の規定による「決算書類の注記」を行うよう要請しました。</p> <p>2 長野県商工会連合会に対し、商工会の適正な決算書類の作成について指導を要請しました。</p>
----------------------	---	---

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
1 しなの鉄道株式会社 2 一般財団法人長野県文化振興事業団 3 公益財団法人長野県国際化協会 4 公益社団法人長野県私学教育協会 5 公益財団法人長野県長寿社会開発センター 6 公益財団法人長野県テクノ財団 7 一般社団法人長野県原種センター 8 公益財団法人長野県農業開発公社 9 長野県道路公社 10 公益財団法人長野県中小企業振興センター 11 長野県職業能力開発協会 12 長野県農業信用基金協会 13 一般財団法人長野県林業労働財団	団体等に共通する意見 1 内部統制の充実 地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和2年4月から導入されます。 県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的な公共サービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っていますので、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。 また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政的援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。	次のとおり
意見に対する方針		
1 しなの鉄道株式会社 当社では、会社法に基づくいわゆる内部統制の取組に加え、輸送事業に求められる安全確保のための運輸安全マネジメント制度により業務の適正な確保に努めております。 (1)内部統制の整備状況について 平成18年6月8日付け取締役会において、平成18年5月1日施行の会社法にて義務付けられた大会社の取締役会に対する「法令等遵守及び業務の適正」を確保するための体制整備のため、「内部統制システム構築の基本方針の決定」を決議しました。 以降、毎期の事業報告等において基本方針を報告するとともに、必要に応じシステムの整備を行いました。 平成26年度の会社法改正に基づき、平成27年度の事業報告より基本方針に加え、毎期の「業務の適正を確保する体制の運用状況」についても事業報告に記載しています。 平成30年度には外部講師による全管理者を対象とした「コンプライアンス研修」を実施し、半期に一度の管理者と所属職員の面談を通じて社員への注意喚起を行いました。 令和元年度(2019年度)には、内部統制のかなめとなる法令順守について具体的な社内		

基準を明確にするために「コンプライアンス管理規定」を制定するとともに、社員からの相談・通報等に対応するため外部専門家(社労士)による相談窓口を設置しました。

(2) 運輸安全マネジメント体制

平成 18 年 10 月の「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「安全管理規程」を制定し、安全マネジメント体制による安全の確保に努めています。

この制度は、特に運輸事業の経営トップによる自主的な安全体制の構築、運営を求めるとともに、国土交通省によるマネジメント評価や「安全報告書」の公表等を通じ更なる安全の強化を図るものです。

平成 20 年度より毎期、同制度に基づき常勤監査役及び監査の専門教育を受けた社員を中心とした監査チームにより、経営トップ(社長)をはじめ全 7 部門の内部監査を実施しています。

(3) 監査役の選任について

現在の常勤監査役は、県内の地方銀行において決算を取りまとめる部署の長を務めた後、系列の会社において常勤監査役を経験しており、金融知識はもとより企業会計や税務に精通するとともに、監査役としての実務経験も豊富なことから当社の監査役として適任と考えます。

2 一般財団法人長野県文化振興事業団

公益的役割を担う県出資等外郭団体として、今後、事務局職員が各館所の会計指導を定期的に行う体制を築くとともに、職員に対する研修会の開催など内部統制の取り組みを推進してまいります。

また、当事業団の監事には、公認会計士及び税理士資格を保有している者がおり、会計制度に知見を有する者を外部から選任しております。

3 公益財団法人長野県国際化協会

内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会などの取組については、県と相談し連携しながら推進に努めます。

また、監事については、現在、公認会計士等ではありませんが、金融機関の支店長や商工会議所の理事で一定の知見を有する者であり、今後とも同様に、監査の強化、充実を図ることができる人選に努めてまいります。

4 公益社団法人長野県私学教育協会

適正な業務執行のためのリスク対応の整備、監事との連携などを通じて、内部統制の取組を推進してまいります。

また、引き続き有識者による監査を実施し、充実を図ってまいります。

5 公益財団法人長野県長寿社会開発センター

県出資等外郭団体として公益的役割を担っていることを踏まえ、経営基盤強化及び効果的かつ効率的な事業執行のため、事業の進捗管理の徹底や事務処理チェック体制を強化するとともに、職員研修等を実施し内部統制の取組を推進します。

また、適正な団体運営を行うため、業務運営や会計制度について知見を有する者の指導を仰ぎ、より一層の監査体制の強化・充実に努めます。

6 公益財団法人長野県テクノ財団

内部統制につきましては、令和2年6月4日に開催いたしました理事会において、「内部統制に関する基本方針」を決定し、この方針に基づき、今後、具体的な取組を推進することを確認したところです。

また、公益法人化に当たり、監事3名のうち1名は、公認会計士資格を有する者を選任してきておりますが、引き続き、監査機能の充実に努めてまいります。

7 一般社団法人長野県原種センター

今後、内部統制に係る既存の規程や要領、業務マニュアル等の見直し・整備を随時行い、その他の法令等も併せて職員への周知及び遵守の徹底を推進します。

また、現在、会計業務や収支決算は、公認会計士の指導及び確認のもとで実施しており、一定の外部牽制機能を確保しています。今後も同様の体制を基本に、運営にあたってまいります。

8 公益財団法人長野県農業開発公社

今後、内部統制に係る既存の公社規程や業務取扱いについて見直しを適宜行い、その他の法令等も併せて職員への周知及び遵守の徹底を図ります。

また、弁護士に監事をお願いし、業務上の法令順守の指導を受けるとともに、会計処理では、公認会計士の指導及び確認を受け、より一層の監査体制の強化と充実に努めます。

9 長野県道路公社

長野県道路公社では、事務処理規則、会計規則等に基づき事務処理を行っております。

財務関係については、収入事務においては、管理事務所において通行台数との突合を行った上で、本社において専任の収入担当を置き厳格な管理を行っております。

また、支出事務においては、出納員印及び総務部長の管理する印鑑の双方がなければ処理が行えない運用としています。

管理事務所に対しては、毎年2回の担当者会議を開催し、適正な事務処理の徹底を推進しています。

今後も、県が定める「内部統制に関する方針」を参考に事務処理の一層の適正化、コンプライアンスの遵守等に取り組んでまいります。

公社の監査体制については、有料道路の一般道路化後は当公社が管理する道路資産は、最終的に設置団体である県に帰属すること、県に返還することとしている出資金の取扱いの協議が必要となること等から、当公社の監事には県の会計管理者、財政課長が就任しているほ

か、決算事務にあたっては、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表について、委嘱契約を締結している公認会計士の審査を受ける等、体制の充実を図っております。

引き続き現在の監査体制を維持しつつ、会計処理に瑕疵が生じないように、決算期に限らず随時公認会計士に助言を受けてまいります。

10 公益財団法人長野県中小企業振興センター

当センターは、法令に基づく中核的支援機関に認定されており、自立的な経営基盤の下で最適な産業支援サービスの提供に努めていますが、必要となる内部統制の充実に向け、以下の取組を推進しています。

センター全役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、センター全役職員共通の行動基準となる「事業運営理念」を策定しました。本理念はセンターの「あるべき姿」「使命」「行動規範」の3つを運営理念として定め、役職員全員で共有し、より効果的な事業運営を目指すものであり、令和2年3月24日の予算理事会にて報告、了承を得て、本取組を推進しています。

続いて、機械類の購入、借入等について、適正を期するため、令和元年10月1日付で専務理事を委員長とし、常務理事、理事、事務局長、総務部長を委員とするセンター機械類機種選定委員会を設置し、審議体制の強化、充実に努めています。

また、監査体制の強化、充実については、平成24年4月の公益法人移行時から、会計監査人及び監事に外部の公認会計士を選任し、監査体制の強化、充実に努めています。

11 長野県職業能力開発協会

長野県職業能力開発協会では、事務処理規程、財務規程等に基づき事務処理を行っています。

財務事務関係では、財源の6割強を占める技能検定手数料の収納は、全て銀行振込となっており、通帳と受検申請書などの一連書類とのチェックは複数人体制により実施しています。

また、技能検定手数料や財源の約3割弱を占める技能検定等に係る県・国からの補助金などの出納(支出)にあたっては、通帳等の金融帳票類は全て金庫で保管し、印鑑は出納担当課長が保管し厳格な管理を行うなど、内部けん制が機能する形で行っています。

内部統制の体制としては、当協会では、毎月1回、各課等の指揮・監督者(専務理事、課長、プロパー職員等)を構成員とする企画運営会議を開催し、各事業の進捗状況や課題等の共有を図りながら適正な事務処理の徹底を推進しています。

今後は、本会議でのリスク管理機能を更に充実させながら運営をしてまいります。

また、県が定める「内部統制に関する方針」等を参考に、事務処理の一層の適正化、コンプライアンスの遵守等に取り組んでまいります。

監査体制については、当協会の2名の監事は、会員である認定校関係及び団体を代表して各1名ずつ選任されており、決算期には出納帳と通帳残高の確認、証拠書の確認など、慎重かつ適正な監査を実施しています。

また、当協会の主たる事業の技能検定が、国・県の補助金対象事業となっていることか

ら、県による概ね2か月毎の関係書類の検査が実施されています。

加えて、年間を通じて税理士と顧問契約を結び、特に消費税など間違いやすい課税関係については厳格な審査、助言をしていただくなど、監査体制の充実を図っております。

引き続き現在の監査体制を維持しつつ、職員の実務能力の向上も図りながら会計処理に瑕疵が生じないように、適正な財務事務を行ってまいります。

12 長野県農業信用基金協会

県出資等外郭団体として公益的役割を担っていることを踏まえ、制定している内部統制に関する規定やマニュアルの厳格な運用、コンプライアンス研修会等の実施や外部教育研修の積極的な参加により、内部統制の取組を推進します。

また、年2回実施している定例監査については、引き続き外部機関監査員として県農政部の支援を仰ぎ、同じく年2回実施している公認会計士の監査は、指導・指摘内容に対する適正な措置を行うなか、より一層の監査体制の強化・充実に努めます。

13 一般財団法人長野県林業労働財団

当財団内の内部統制を図るため、事務処理規則をはじめ、業務取扱規定などの業務執行に係る各種規定類を整備しているところ。

また、業務の内容変更等に伴う改訂も進め、重要なものは理事会の議決も得ながら更新を図っている。

また、毎月の「財団職員会議」を開催し、各担当業務の情報共有を図るとともに懸案事項の協議を職員全員で行い、併せて職員研修会も年に数回実施している。

県との連絡調整については、所課長会議、担当者会議の場でも参加させていただき、情報を共有するとともに、担当部署との打ち合わせ、相談を行い、連携を図り、共催イベントや共同参加による就業相談を実施しているところ。

監事については、外部から税理士を1名選任し、監査会を実施している。

理事会でも監事からの意見を伺い、運営に反映するよう努めている。

監査委員事務局